

## 短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス提供開始に当たり、厚生労働省令第8条第9号を準用し、第121条に基づき、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

法人の名称	Ds TOKAI 株式会社
所在地	〒509-0207 岐阜県可児市今渡 1155 番地の 1
代表者氏名	代表取締役 佐藤 恒雄
電話番号	0574-63-5551
FAX 番号	0574-63-2250
業務の概要	(1) 建築一式工事業、設計施工及び管理業 (2) 宅地建物取引業 (3) 賃貸事業、訪問介護事業、居宅支援事業、 ショートステイ事業

### 2. ご利用事業所

事業所の名称	ショートステイ プルメリアⅢ
所在地	岐阜県可児郡御嵩町上恵土 951-1
施設長氏名	日比野 亮二
介護保険指定番号	岐阜県指定 2171400274
電話番号	0574-48-8311
FAX 番号	0574-68-1878
サービスを提供する通常の実施地域	御嵩町・可児市・美濃加茂市

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来る様、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

4. ご利用定員

ご利用定員	40名	平成24年4月1日現在
-------	-----	-------------

5. ご利用期間

- (1) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
 (2) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
 (3) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
 (4) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日  
 (5) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

入所時間 : ご利用開始日の午前9時～午後5時

退所時間 : ご利用終了日の午前9時～午後5時

※原則としてこの時間帯となりますが、ご相談に応じます。

6. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	業務内容	人 員	
		常勤	非常勤
管 理 者	管理業務全般	1名	—
医 師	健康管理等	—	1名
生 活 相 談 員	相談業務全般	1名	—
介 護 職 員	日常介護業務	16名	13名
看 護 師	医療・健康管理業務等	—	—
准 看 護 師	医療・健康管理業務等	1名	2名
機能訓練指導員	機能訓練等	1名	—
栄 養 士	栄養管理等	—	1名
調 理 師	調理業務	—	4名
事務担当職員	一般事務等	3名	—
その他の従業者	送迎・掃除等	—	5名

7. 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休
営 業 時 間	24時間 (受付での対応時間:午前8時30分から午後8時30分まで)
サービス提供時間	24時間

## 8. 事業所における共用スペースの概要

居 室	全個室 (和室の居室もご用意しております。)	ユ ニ ッ ト	4ユニット
		医務室・休憩室	1室
浴 室	一般浴槽・機械浴槽	相 談 室	2室
コミュニケーションスペース	各フロアに1つ	共 同 生 活 室	各ユニットに1つ

## 9. ご利用サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<p>ご利用者の身体状態に応じ、刻み食などの食事形態にて提供致します。</p> <p>食事時間 朝食：7：30～9：30            昼食：11：30～13：30            夕食：17：30～19：30</p>
入 浴	<p>(1) 原則として週2回入浴又は清拭を行います。</p> <p>(2) 立位のとれない方は、機械による入浴も可能です。</p>
介 助	<p>身体状況や要望に応じて、下記のケアを提供致します。</p> <p>更衣介助・排泄介助・体位交換・シーツ交換等</p>
オムツの提供	<p>ご利用者の状況によっては、事業所に用意した紙オムツを提供致します。</p>
教養・娯楽レクリエーションなど	<p>当事業所では、必要な教養・娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものにするために、適宜レクリエーション等を企画致します。</p> <p>(1) 主な娯楽施設：大型テレビ等            (2) 主な行事            ①歌謡ショー・講演・コンサート 等            ②各種季節行事 その他</p>
健 康 管 理	<p>(1) 入所日に簡単な健康チェックを行います。</p> <p>(2) なお、<u>ご利用期間中に医療機関へ受診される場合には、原則としてご家族による付き添い対応をお願い致します。送迎につきましても同様となりますのでご了承下さい。</u></p>
理 髪 ・ 美 容	<p>移動美容室による理髪・美容サービスをご利用いただけます。</p>

## 10. サービス利用料金

- (1) 一般料金 ※介護保険料の改定により、平成24年4月1日からサービス利用料金に変更になりました。

区 分	1日当たりのご利用者自己負担金			
	単独型ユニット型個室	食 費	滞在費	自己負担金小計
要支援1	564円	1,380円	1,970円	3,914円
要支援2	686円	1,380円	1,970円	4,036円
要介護1	747円	1,380円	1,970円	4,097円
要介護2	817円	1,380円	1,970円	4,167円
要介護3	890円	1,380円	1,970円	4,240円
要介護4	960円	1,380円	1,970円	4,310円
要介護5	1,029円	1,380円	1,970円	4,379円

- ① 食費は、朝食：380円／昼食：500円／夕食：500円とし、1食ごとの請求になります。
- ② 「食費」とは、ご利用者に提供する食事の食材費及び調理にかかる費用のことです。
- ③ 「滞在費」とは、当事業所に入所し、居室・設備等を利用することで必要となる水道料金・光熱費のことです。
- ④ 食費及び滞在費は、今後、物価変動（食材費・光熱費他）その他止むを得ない事由がある場合には、改定することがあります。
- (2) 処遇改善加算とは、平成24年4月から介護職員の賃金の改善に要する費用として、ご利用者に介護報酬総単位数×2.5%分を負担していただくものです。
- (3) 送迎費用 送迎対象地域：御嵩町・可児市・美濃加茂市  
送迎対象地域外のご利用者は、ご相談下さい。  
片道 1,840円 但し、介護保険適用時の自己負担額は184円です。
- (4) 日用品費とは、ティッシュペーパー・ボディソープ・シャンプー・バスタオル・タオル等を、ご利用者が使用を希望されることで必要となる費用のことです。ご使用の場合は、1日52円で提供させていただきます。全てご持参された場合は、日用品費は無料です。
- (5) おやつを希望されるご利用者に限り、1日100円徴収させていただきます。
- (6) 教養・娯楽費とは、ご利用者が、クラブ活動やレクリエーションを行う上で、必要となる費用のことであり、実費を負担していただきます。
- (7) その他の料金
- ・嗜好品（携帯や髭剃りの充電は含まない）に関する電気代として、ご利用者様の選択に基づき、1日52円ご負担していただくことがあります。  
(例：電気あんか等)
  - ・居室に貸出し用の冷蔵庫が設置してあります。ご使用の場合は、1日52円

で貸出をしております。

- ・施設洗濯を希望の場合は、1回 630円で行うことが可能です。
- ・民間の移動美容室による理髪・美容サービスをご利用いただけます。  
 （1回1,800円～／パーマやヘアカラーなども実費負担により、ご利用が  
 可能です。）
- ・外出行事の際に特別な食事を提供した場合、食事代は別途実費をご請求させていただきます。

## 11. サービス利用料金の軽減について

- (1) 「食費」「滞在費」の日額については、所得に応じた軽減措置として、ご利用者自己負担金の限度額が定められています。 市町村発行の『介護保険負担限度額認定証』を、初回ご利用の際や更新時には必ずご提示ください。なお、ご利用者負担区分に基づくご利用者自己負担金額の概算は下表のとおりです。

対象者	区分	利用者自己負担金		国より補足給付		
		食費	滞在費	食費	滞在費	
世帯全員が市町村 住民税非課税者	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	300円	820円	1,080円	1,150円
	合計所得金額と課税年金収入額が年額で合計80万円以下					
	合計所得金額と課税年金収入額が年額で合計80万円超（年金収入だけの場合、80万円超266万円以下）	第3段階	650円	1,310円	730円	330円
	上記以外の方					

## 12. サービス利用料金のお支払方法

サービス利用料金は、毎月15日までに前月分のサービス利用料金を請求しますので、下記の方法でお支払い下さい。

- (1) 預金口座振替の方法により、お支払いいただく方法（別に手続きが必要です。）  
 口座振替日：ご利用翌月の27日（当日が休業の場合は翌営業日）
- (2) 当事業所窓口で直接お支払いいただく方法（おつりのない様をお願いします。）  
 （窓口受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで）

### 13. 短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスご利用の中止

#### (1) サービスご利用開始前の中止

サービスご利用前に、ご利用者の都合でサービスの提供を中止する場合には、下記のキャンセル料がかかります。

中止時期	キャンセル料
入所日の前日午後5時までにご連絡があった場合	無料
入所日の前日午後5時までにご連絡が無かった場合	1日の料金の半額

#### (2) サービスご利用期間中の中止

ご利用者が、次の事由に該当する時は、サービスご利用期間中でもサービスの提供を中止し、退所していただきます。サービスご利用料金は、退所日までの日数を基準に計算致します。

- ① ご利用者が中途退所を希望した時
- ② サービスご利用中に体調が悪くなった時
- ③ 他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

### 14. サービス利用中の危険性について

当事業所では、ご利用者が有意義で快適な生活が送れる様、サービスの提供には万全を期しておりますが、ご利用者の身体状態や病気に伴う様々な病状が原因で、まれに下記の様な事故が発生する可能性が有することを予めご了解下さい。

- (1) 転倒・転落による骨折・外傷、頭蓋内損傷を起こす可能性が有ります。
- (2) 水分や食物を飲み込む力が低下しているため、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が有ります。
- (3) 高齢のため日常生活の介護における骨折・表皮剥離・皮下出血が起こる可能性が有ります。

### 15. 危険回避のための身体拘束について

当事業所では、原則としてご利用者に対して、身体拘束を行いません。但し、自傷・他害等の恐れがある場合など、ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、ご利用者又はご家族に対して説明をし、下記の危険度に応じて、必要最低限の範囲内で身体拘束を行います。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応を記録します。

但し、ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ばなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### (1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

## (2) 非代替性

身体拘束以外に、ご利用者本人又は他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合。

## 16. 緊急事態及び事故発生時等の対応

当事業所で、ご利用者に対してサービスを提供中に、ご利用者の病状が急変した場合、その他緊急事態が発生した場合は、24時間体制で対応に当たっている職員が、速やかに主治医に連絡するとともに、主治医の指示を受けて迅速に対処致します。

当事業所では、万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、関係市町村に連絡するとともに、事故に遭われたご利用者の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。

更に、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

そして、ご利用者のご家族に、事故記録に基づき事故の内容その対処方法等を分かりやすく説明させていただきます。

## 17. 損害賠償について

ご利用者に対するサービスの提供に伴って、事故が発生し、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において、ご利用者に対してその損害を賠償致します。

## 18. 守秘義務について

(1) 事業者及びサービス従業者は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た、ご利用者及びそのご家族の秘密を第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスについての契約が、終了した後も継続します。

(2) 事業者は、サービス従業者が退職した後に、在職中に業務上知り得た、ご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく、漏洩することがないように必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、予め書面により、ご利用者又はそのご家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、ご利用者の個人情報を用いることが出来るものとします。

(4) 事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、管理者が厳重に管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

19. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「プルメリアⅢ消防計画」に則り、対応を致します。
防火設備	火災報知機／火災通報装置／非常用放送設備／消火器／スプリンクラー設備
平常時の訓練	年2回の避難訓練を行います。

20. 協力医療機関

名 称	アカシクリニック
医 師 名	明石 克彦
所 在 地	〒505-0126 岐阜県可児郡御嵩町上恵土字仙長 1285 の 1
電 話 番 号	0 5 7 4 - 6 6 - 6 6 1 1
F A X 番 号	0 5 7 4 - 6 7 - 6 6 1 5

21. 当事業所をご利用の際に留意していただく事項

面 会	面会者は、面会時間（午前8時30分～午後8時30分）を厳守し、必ず面会簿に必要事項をご記入下さい。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことが有ります。
生活用品や衣類の持ち込み	長年使い慣れた生活用品や衣類をお持ちになることも可能ですが、居室スペースに限り有りますので、制限をさせていただきます場合有ります。
食品の持ち込み	飲食物の持ち込みをされる場合には、衛生管理上の観点から、事前に職員にご相談下さい。 また、他のご利用者に飲食物をむやみに配ることのない様にして下さい。
飲 酒 等	飲酒は、居室内以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室に立ち入らない様にして下さい。
所持品・現金等の管理	基本にご利用者で管理していただきます。
宗 教 活 動 政 治 活 動	事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご遠慮下さい。
ペ ッ ト	事業所内へのペットの持ち込みはお断りします。



## 22. 相談・要望・苦情等の窓口

(1) サービスに関する相談・要望・苦情については、下記の窓口で対応致します。

当事業所相談窓口	苦情受付担当者：生活相談員：谷口 拓馬
	苦情解決責任者：施設長：日比野 亮二
	ご利用時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）
	ご利用方法 電話番号：0574-48-8311 FAX番号：0574-68-1878 ※苦情箱は、玄関に設置して有ります。

(2) 公的機関においても、次の機関において、苦情申し立て等が出来ます。

行政機関	ご利用者が居住される市役所及び町村役場の介護保険窓口
	岐阜県国民健康保険団体連合会 所在地：岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 (岐阜県福祉農業会館内) 電話番号：058-275-9825 FAX番号：058-275-7635 受付時間：午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日)

平成 年 月 日

短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、ご利用者に対して、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

説明者： \_\_\_\_\_

**【事業者】**

事業者名：Ds TOKAI 株式会社

所在地：岐阜県可児市今渡 1155 番地の 1

代表者氏名：代表取締役 佐藤 恒雄 印

**【事業所】**

事業所名：ショートステイ プルメリアⅢ

管理者氏名：谷口 拓馬 印

私は、本書面に基づいて、事業者から、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスについて、重要事項の説明を受けました。

**【利用者】**

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

**【保護責任者】**

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

続 柄： \_\_\_\_\_